

25 日 獣 発 第 180 号

平成 25 年 9 月 19 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

## 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の 実施について

このことについて、平成 25 年 9 月 6 日付け環自野発 1309062 号をもって、環境省自然環境局野生生物課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、平成 20 年度に作成し、平成 23 年 9 月に改定を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度についても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしていることを各都道府県知事宛てに通知した旨、了知の上、本会会員に円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



環自野発第1309062号

平成25年9月6日

一般社団法人	大日本猟友会	会 長	} 殿
一般社団法人	全日本狩猟倶楽部	会 長	
公益財団法人	日本鳥類保護連盟	会 長	
公益財団法人	日本自然保護協会	理事長	
一般財団法人	自然環境研究センター	理事長	
公益財団法人	日本野鳥の会	会 長	
公益財団法人	山階鳥類研究所	理事長	
公益社団法人	日本獣医師会	会 長	

環境省自然環境局

野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、野生生物行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成20年度に作成し、平成23年9月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛て通知しましたので、貴団体におかれましても了知されるとともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

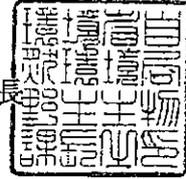




環自野発第1309062号  
平成25年9月6日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局  
野生生物課長



### 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、平成20年度に作成し、平成23年9月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしく申し上げます。

#### 1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

#### 2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

#### 3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携の他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

#### 4. 感染予防対策について

本年、中国において、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染が確認されたが、これまで当該ウイルスの野鳥から人への感染事例や日本での発生は認められていない。しかし、一般的に鳥インフルエンザウイルスは、濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、調査の実施にあたっては、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。